

Q9 住民税について教えてください

様々な公的サービスの提供は、国と地方の間で分担しています。その費用を賄う主なものは国も地方も税金です。

教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理といった、私たちの生活に身近な行政サービスの多くは、市区町村や都道府県によって提供されています。地方税はこうしたサービスを賄うための財源であり、その地域に住む住民などが広く共同して負担しあうもの(地域社会の会費)です。

地方税の中でも、所得税(国の税金)と同様、私たちに身近な税が、住民税です。住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもので、市町村民税と道府県民税があります。住民税には「個人住民税」と「法人住民税」があり、その市区町村(都道府県)に住所等がある個人が負担するものが「個人住民税」です。

個人住民税(均等割、所得割)の概要

個人住民税

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)(※)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

(※)復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

所得割 納税義務者の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%
計	10%

(注1) 道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市町村が行っている。

(注2) 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。